

新・神戸再生プログラム（第1次案）

# 神戸市政を市民の手に

2013年10月、神戸は変わる。  
さらば64年にわたる助役市長  
つくろう、市民の市長を。

新・政策「神戸再生プログラム」（第1次案）をまとめました。

2013年10月の“第18回神戸市長選挙”まであと1年2か月となりました。2011年10月以来、新・政策「神戸再生プログラム」の策定のための協議を重ね—第1次案（19課題181項目）をまとめました。今後、引き続き議論を重ね、「進化と深化」をさせていきます。

なお、新・政策「神戸再生プログラム」の性格上、神戸市政の改革に絞ってまとめているので、国政や県政の改革の課題・方向すべてには言及していません。

## 神戸再生フォーラム

650-0027 神戸市中央区中町通3-1-16 サンビル201

電話&ファクス：078-371-4595

Eメール：[k-saisei@coral.plala.or.jp](mailto:k-saisei@coral.plala.or.jp)

公式サイト：<http://www.rekobe.net/>

公式ブログ：[http://blog.livedoor.jp/re\\_kobe/](http://blog.livedoor.jp/re_kobe/)

郵便振替：神戸再生／00910-8-264805

## 目 次

I. 神戸市政の課題	4
1. 東日本大震災と神戸市民	
－東日本大震災が神戸市民にもたらしたもの－	4
1-1. NPO・企業・業者をはじめとする市民の支援活動	4
1-2. 東日本大震災は、阪神・淡路大震災の教訓をどれだけ生かしているか	4
(1) 復興と人権	4
(2) 住まい・まちづくり	5
1-3. 東日本大震災を踏まえ、社会はどのような方向で進むべきか	6
(1) 真の震災復興は、富の再分配の仕組みづくりから	6
(2) 脱原発社会の実現に向けて	6
(3) 「高度経済成長志向型経済」政策からの脱皮	7
(4) グローバリズム経済の浸透や経済社会システムの変化から市民生活を守る	7
2. 神戸市政の現状と課題、市民の取り組み	9
2-1. 阪神・淡路大震災後に唱えられた「創造的復興」は怎么样了のか	9
(1) 上海・長江交易促進プロジェクトの終焉	9
(2) 神戸空港の現状と問題点	9
(3) 医療産業都市の現状と問題点	10
(4) 新長田駅南地区復興再開発の現状と問題点	10
(5) 「借上公営住宅」からの追い出し問題	11
2-2. 市民の暮らし	12
(1) 神戸市政と中小企業	12
(2) 市民の暮らしはどのように変化したのか	13
(3) 中小企業・業者の暮らしを守るために	14
(4) 放射能と市民生活	15
2-3. 市民の健康・福祉、まちづくり	15
(1) 神戸市立医療センター中央市民病院の移転	15
(2) 兵庫県立こども病院のポートアイランドへの移転計画	15
(3) 中央市民病院跡地利用	16
(4) 国民健康保険制度の改変に見合った救済策を	16
(5) 兵庫県が開発した明舞団地の地域再生計画にも責任を果たせ	17

## 2-4. 外郭団体の破綻の表面化と疑問視される処理方法／17

- (1) 海上アクセス（神戸空港関連）／17
- (2) 舞子ビラ／18
- (3) 神戸市住宅供給公社／18
- (4) 外郭団体への派遣補助金訴訟（神戸市の債権放棄）の現状／18

## 2-5. 神戸市議会／19

3. 2013年神戸市長選挙に向けての基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・20  
—「神戸は変わる。」「神戸を変える。」の一点で協働を—／

## II. 政策課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

### II-1. 行財政／21

1. 「第5次神戸市基本計画」を含む「神戸市総合基本計画」（マスタープラン）の抜本見直し問題／21
2. 財政問題／21
3. 市役所改革問題／21

### II-2. 経済・環境（交通、産業、まちづくり等）／23

4. 神戸空港問題—不要・不急の大型公共事業並びに開発主義神戸の象徴として—／23
5. 神戸港問題／23
6. 交通問題／23
7. 産業・雇用問題／24
8. 中小企業・エネルギー問題／24
9. 農業・漁業問題と環境保全／26

### II-3. 暮らし（医療と健康、教育、福祉）／26

10. 市民の生命と健康を守る医療の課題／26
11. 教育問題／28
12. 福祉問題／28
13. 住宅問題／30
14. 阪神・淡路大震災からの復興と防災の問題／30

### II-4. 平和、文化、まちづくり／31

15. 平和・人権問題／31
16. 文化問題／32
17. 市民主体のまちづくり・コミュニティ形成／32
18. 観光問題／34
19. 市民参画問題／34

# I. 神戸市政の課題

## 1. 東日本大震災と神戸市民

### －東日本大震災が神戸市民にもたらしたもの－

毎週金曜日の夕方、「脱原発」を訴えて総理官邸を取りまく十数万人のデモは、いま確かな手応えをもって、この国を変革への道へと導き始めています。討論型世論調査、意見聴取会、パブリコメントに寄せられた「原発ゼロ」の声とも呼応し、「原発に依存しない社会へ」と舵を切ることを国民の総意とするには、あと一步というところまでできました。「非暴力」で、「アマチュア」で、「ボランティア」なこの民主的な改革は、この国を変える力になるでしょう。しかしこのうねりをつくり出す大切な一人ひとりのその声は、そもそも声なき声であったり、小さな小さな声に過ぎませんでした。いまこの国は、こうした一人ひとりの小さな声によって、変わろうとしています。この大切な、貴重な振る舞いは、「3・11」がもたらしたものです。

一方、阪神・淡路大震災から17年間向き合ってきたKOB Eに住む一人ひとりも、特別の思いを持って「3・11」と向き合ってきました。17年前、「もう、モノはいらん。ぜいたくはいらん」「水も、電気も、何もかもムダに使うとった」「これからは、自然をいじめんの、やめとこ」という詩を書いたのはKOB Eに住んでいた小学校6年生（女子）でした。

あの時、この詩を真摯に受け止めた私たちは、いま「3・11」を踏まえて同じことを問われていることを思い知らされました。いまこそ私たち一人ひとりが自省し、また、改めてライフスタイルを見直し神戸を変えることによって、官邸を取り巻く人たちとつながり、この神戸をも変えなければならないことを痛感します。

「3・11から1・17へ」と目線を変え、今日の日を、神戸を変える、神戸が変わる再生の第一歩としたい・・・・・・・・。

### 1-1. NPO・企業・業者をはじめとする市民の支援活動

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震（震災名は、東日本大震災）発生以来、神戸からは被災地NGO協働センターをはじめとするNPO・NGOのメンバーがこれまでの経験の蓄積を手し、被災地入りをし、継続的に支援活動を続けています。さらに、中小企業・業者の方も、物心両面の支援に取り組んでいます。

### 1-2. 東日本大震災は、阪神・淡路大震災の教訓をどれだけ生かしているか

#### (1) 復興と人権

GDPが中国に追い抜かれ世界第3位に転落したとはいえ、「経済大国の日本」で、巨大・広域・複合災害が発生すると、「毛布が足りなくて命を落とす」「やっとの思いで避難所に辿り着いたら、凍ったおにぎりしかなかった」と信じられない証言が被災地のあちらこちらから聞こえてきました。

阪神・淡路大震災後、仮設住宅での孤独死は233人を数え、餓死者も出ました。これらは氷山の一角ですが、いのちがないがしろになっており看過できないこととして、大きな問題となりました。阪神・淡路大震災から17年を経て、東日本大震災において発生した避難所での劣悪な生活環境を強いられるという深刻な事態をはじめ、その後仮設住宅での暮らしにおいても、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（日本国憲法25条

1項)そして「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」(同13条)と憲法に保障されていることとは程遠い事例が数え切れないほど見られます。

具体的には、「公的施設だから炊き出しができない」(災害救助法では、簡易調理設備をおくことができる)「1か月も砂の上に段ボールを敷いて寝ていた」「3か月を過ぎても菓子パンと前日のお弁当」……。枚挙に暇がありません。

新聞報道によると、ガソリン不足などが原因で流通がストップしていても、一方で岩手県には「3月12日、13日の週末、全国から医療チームが沿岸に集まってくれましたが、多過ぎて混乱していました」(「朝日新聞」2011年9月21日付、「耕論」小川彰岩手医科大学長の談)と、実に奇妙な現象が起きていました。「どうして、こんなことになるのか」と、歯がゆい事態が続きました。あれから1年6か月が過ぎた今、被災者の多くは“復興”という2文字とは程遠い日々を送っています。阪神・淡路大震災後、自助・共助の大切さを身にしみて感じてきましたが、2012年8月22日「消費税増税法」と抱き合わせで成立した「社会保障制度改革推進法」では、「社会保障の基本は、自助・自立の自己責任である」という従来の考え方に後退しており、あろうことか修正条文に付則された「公共事業推進」の一文を見ると、東日本大震災からの復興の実態が透けて見えてきます。こうして、人権がないがしろにされていくのだということを痛感します。

## (2) 住まい・まちづくり

東日本大震災の被災地では、震災から7か月余りで避難所は閉鎖され、その後みなし仮設住宅を含む応急仮設住宅や民間借り上げ住宅などに移行し暮らし再建に向けて歩み始めています。また被災地外に転出して暮らす人たちは6万人を超えるという現実です。しかし、元々住んでいた地域の「復興計画」が進まないために、仮の住まいに住んでいても、将来の設計が描けず不安な日々を過ごさざるを得ません。

阪神・淡路大震災の教訓では、避難所から仮設住宅、仮設住宅から恒久住宅という単線型の住まいの考え方を見直そうとなっていました。今からでも遅くはありません。各々が今の暮らしの中で、終の棲家のあり方についてじっくりと考えることが必要です。新潟県中越地震の被災者は「焦らずに、じっくりと」と、述べていました。

一方、被災地域では再建に向けての動きが始まっています。政府の第3次補正予算が決まったことも後押しになって、被災者が中心となった、あるいは地方自治体が音頭をとって「再建協議」が始まりました。

阪神・淡路大震災の教訓は「大事なことは自分たちで決める」。可能な限り「あ〜でもない、こ〜でもない」と話し合い、まちづくりの主体は、被災者であることを忘れずに全員が同意できるまで熟議をしていくことが望まれます。

今回、応急仮設住宅に木造仕様が実現しました(岩手県住田町、宮城県山元町、福島県)。このことは今後の仮設住宅のあり方に大きく影響を与えるでしょう。災害後の地域経済の再建という視点で見ても、大手プレハブメーカーやゼネコンに丸投げするのではなく、地元産木材を使い、地元の大工さんが仕事をしての“木造仮設”の実現は、今後の持ち家再建や復興公営住宅のありように大きな影響を与えるでしょう。こうして地産地消を軸に、地域の資源(モノ、ひと、文化など)を有効に活用した循環型の暮らし方の実現をめざしたいものです。

## 1-3. 東日本大震災を踏まえ、社会はどういう方向で進むべきか

### (1) 真の震災復興は、富の再分配の仕組みづくりから

リーマンショックで世界中の政府・国民が痛手を負い、回復の方策として「投機資本主義の終焉」が叫ばれましたが、国際的にも国内的にもそれを規制するルールは作られませんでした。相変わらずのマネーゲームに世界中が振り回されている状態が続いています。復権したのは金融資本のみです。

国内をみても極端なデフレーションで実需経済は縮小する一方、富が一部の人に偏在する傾向はますます進んでいます。“1：99”です。そのような中で東日本大震災が発生しました。

阪神・淡路大震災後に兵庫県や神戸市が唱えた「創造的復興」は、市民生活を回復させることにはなりません。今回も「創造的復興」をめざすとされていますが、「強いものはより強く、弱いものは淘汰させる」という旧来の方策が、より一層強められようとしています。

今求められるべきは、疲弊している被災者が震災・原発事故で追い討ちをかけられている負担を少しでも和らげ、明日への希望を持てる状態にすることです。そのためにあらゆる手段を通じて、「富の再分配」を推し進めることです。

まず第1に税金の再配分機能の活用、応能負担を促進することです。また二重ローンの解消、中低所得層の減税は景気浮上にも役立ちます。消費税は典型的な不公平税制で、税金の再配分機能と敵対するものです。増税は論外です。これらの施策は、特区としてではなく、全国同時にやればより大きな成果を挙げることができるでしょう。

なお、今後インフレ基調の経済を望むべくはありませんが、少子高齢化が進んで「縮小」を基調とするも「衰退」を回避し、多様で新たな発展の領域を創り出す社会を求めていくべきでしょう。

### (2) 脱原発社会の実現に向けて

東京電力福島第一原発事故の被害により、原発が未来の世代にツケを残さない「持続可能な社会」と真逆のものであることを世界中に知らしめました。ドイツは「原発は倫理的なエネルギーではない」という理由で原発からの撤退を決め、イタリアも国民投票で原発建設を拒否しました。

日本でも東日本全体が被曝し、14万人が避難を続ける福島の人達が身をもって放射能が家族や地域のつながりを切り裂いた悲劇を告発した結果、人々の中に「原発とは共存できない」という意識が確実に広がり、多くの世論調査で原発反対は国民の7割以上を占めるまでになっています。

しかし、原子カムラを構成する大企業や政治家の圧力に屈して日本政府は2012年6月、大飯原発再稼働を強行決定しました。しかし逆にそのことが人々に、「今の政治状況では我々の意見は反映されない」と決断させ、官邸前の20万人をはじめ、全国100か所以上で延べ100万人を超える人々が、自発的にデモに参加するようになっています。アラブの春やニューヨークの99%運動とも比較される国民運動の盛り上がりは、ついに日本政府に「原発ゼロをめざす」という決断をさせつつありますが、予断を許しません。来る総選挙を通じて、「脱原発依存」でなく、「脱原発」を選択する政府をつくる必要があります。

神戸市の矢田市長は2011年6月、「神戸も自然エネルギー開発には力を入れているが、今、原発を停止しては関西の産業活動が成り立たない」と発言し、関西の他の首長とのずれが目立っていました。市民の陳情や議員らの働きかけ、内部の討議などを経て修正され、同年7月に

は神戸市会において、「中長期的には原発に依存しない方向で再生可能エネルギーを開発していくことが大切」と発言。関西電力への要請や他の政令指定都市との連携も表明しました。

その結果、2012年6月に開催された関西電力株主総会では、中長期的な脱原発依存を求めて議案を提案するなど脱原発を求める世論を受けて行動するまでになっています。しかし、脱原発や発送電分離などの電力改革を政府や関西電力に求める姿勢はまだ不十分であり、特に他の県内首長と連携して、いまだに脱原発を明らかにしない兵庫県の変えていく行動が求められています。

また、福島第一原発事故を受けて社会全体が大きな転換を求められています。特に、巨大電力独占を頂点とするシステムによる生命を脅かす原発から、再生可能エネルギーを生み出す小規模分散型システムへの転換が必要です。

地方自治体はその改革をリードすることを大多数の市民は求めており、神戸市も全国の脱原発首長と連携して政策を打ち出すべきです。再生可能エネルギーや省エネを進める企業への支援や小水力発電など地域づくりとリンクした再生可能エネルギー発電プロジェクトへの支援などを打ち出すことが求められています。

### (3) 「高度経済成長志向型経済」政策からの脱皮

東日本大震災直後から、1900年代後半に日本の経済発展を支えた「高度経済成長志向型経済」政策に疑問が呈されています。一つはそのような政策により異常な赤字国債が累積し、国民生活を危うくしている現状を危惧してのものです。もう一つは外国との丸裸に近い経済競争を強いられているグローバル経済競争の下で、国民の経済生活そのものが危うくなっていますが、国民の税金を浪費しての大手の土建産業や重厚長大製造業のみを利する「高度経済成長志向型経済」政策は、国民の生活改善とは矛盾するものであると考えられるからです。

東日本大震災後1年半経った2012年夏現在、被災地はまともな復興が進んでいません。政府は復興のための政府資金を「高度経済成長志向型経済」政策に流用しつつあります。津波対策には効果の期待できない超大型の防波堤の再整備や問題の多い山地を大規模に切り盛りする高台住宅地整備の超大型土木事業に、ここしばらく仕事の少なかった大手ゼネコンが群がっています。さらに税を浪費しつつ国全体で大規模に土建事業を展開しようという「国土強靱化法案」（自民党）も成立がもくろまれています。

神戸市はかつてこのような国の「高度成長志向型」経済施策を先取りしモデル化されるような「都市経営」をしてきました。しかしその施策は無惨な失敗となりました。

これからの神戸市の経済的・財政的運営は、「高度経済成長志向型」ではなく、短期的な大発展は見込めなくてもコンスタントに市民本位の市政運営ができる「持続可能型」のあり方が求められます。市民の幸せな生活の実現を第一目標とした総合的に質の高い市政の実現をめざす必要があります。

### (4) グローバリズム経済の浸透や経済社会システムの変化から市民生活を守る

アジア圏に並ぶ低賃金水準を求めるグローバリズム経済の影響と、大企業本位にそれに対応する政府の経済政策の影響により、国民生活は多大な被害を受けています。特に若年層が大きい影響を受けていると言われています。全国的なデータでは、30代男性の二分の一が低収入のため結婚できず、そのような層の年収は300万円に届いていないとのこと。

このような国民の経済生活の改善は主要には日本国政府に責任がありますが、地方行政が頼

被りをして無責任を決め込んでいてよい訳ではありません。対応できる権能が少ないにしても市民生活を守る立場から、必要とされる対策を講じる必要があります。

考えられる対策には二つの方向性があります。一つは、市民の収入を生み出す市独自の産業政策の有効な実施です。もう一つは、経済至上主義でなくても幸せに暮らすことのできる生活環境・システムづくりです。

神戸市独自の産業政策では、これまでの「山海へ行く」型の土建産業や重厚長大製造業依存のスタイルを無理なく改変していく必要があります。これから重視すべき産業のポイントは以下の通りです。

- ①農業そのものの振興、農業と都市市民との結合
- ②これからの発展産業である環境・省エネルギー産業の発展支援
- ③文化やまちづくりと結合した観光産業の育成

などが新しい産業施策の重点として検討される必要があります。

また、医療など社会保障関連の財政支出の経済効果（雇用を含む）は、大型建設事業に比べて大きいことは自明のことです。この自明の理に沿って直ちに社会保障関連重視の政策に転換すれば、市民の健康と生命を守るとともに、経済の再生にも寄与することができます。

「幸せに暮らすことのできる生活環境・システムづくり」としては、ブータンのような幸福度指数の考えも参考になります。



## 2. 神戸市政の現状と課題、市民の取り組み

### 2-1. 阪神・淡路大震災後に唱えられた「創造的復興」はどうなったのか

住民の意向を聞かず、国や地方自治体・財界の一部の人たちのお声がかかりで行われた震災復興事業の多くは悲惨な結果をもたらしました。

#### (1) 上海・長江交易促進プロジェクトの終焉

阪神・淡路大震災からの復興のための特定復興事業「上海・長江交易促進プロジェクト」はその推進組織「日中神戸・阪神・長江中下流域交流促進協議会」を2012年3月末に解散しました。

プロジェクトは、「海や河川も航行できる専用船を用意し、長江流域の開発に必要な資材を神戸港から運び学術や文化交流を強化し、神戸に中国人街を設ける」（「神戸新聞」2011年5月28日付）というものでした。

元々、阪神・淡路復興委員会座長を務めていた下河辺淳元国土事務次官の裏づけない思いつきに、事業性をまともに検討もせず乗ったもので、中国側の状況も精査せず、長江流域の道路整備が進んだ影響で、船舶輸送の需要は伸びず、当初の推進組織は発足3年で解散、下河辺氏も退きました。

「需要を探り、事業を軌道に乗せる。そのために官民で分担を決め、時代の変化に合わせ内容を柔軟に見直す。大型プロジェクトを成功させるのに不可欠な努力は十分に行われていたのだろうか」と、「神戸新聞」の社説（2011年5月28日付）は疑問を呈しています。

特定復興事業として推進された「新産業構造形成プロジェクト」や「ヘルスケアパーク」も成果は挙がりませんでした。そして、誰一人としてその失敗の責任をとっていません。

#### (2) 神戸空港の現状と問題点

空港島建設事業（臨海部土地造成事業）での起債1,982億円（計画1,743億円）の償還が2009年度より始まりましたが、起債財源である土地売却、着陸収入が桁外れの未達成のため新都市整備事業会計からの融通で凌いでいましたが、2年目の2010年度において早くも一部返済の目処が立たず、償還予定額650億円の内200億円は借り替え、先送りをしました。2011年度、2012年度においても各200億円の目処が立たず、3年間で600億円借り替えをせざるを得なくなっています。今後償還すべき額は（借り替え600億円を含め）1,013億円あります。これとは別に、融通を受けた事業会計への返済すべき額は969億円に上ります。

起債の返済財源として空港島売却を目論んでいましたが、全くはかどっていないためです。2011年1月「ユーロコプタージャパンT&E社」が6,850㎡を約9億2,000万円で購入したと記録がありますが、それ以降はありません。

空港の管理収支も2011年度において、市債償還費を確保するため「新都市整備事業会計」から3億8,400万円を借り入れ、2012年度は7億5,300万円を予定しています。市債償還費は今後も増える計画であり、あてにしている「新都市整備事業会計」等の企業会計基金もポートアイランド2期・空港島の起債償還財源に事欠く状況です。

当初計画では2011年度の着陸・停留料収入として16億6,700万円を見込んでいましたが、実績では7億1,600万円と激減、開港2年目からの需要予測・収入見通しの甘さがこ

こにきてニッチもサッチも行かない状況に追い込まれています。起債返還の手として次にあるのは「市税投入」です。

さらに、危険な兆候は、各航空会社の搭乗率が急落したことです。原因は、提供座席数の約三分の二を占めるスカイマークが、関西空港から発進するLCC（格安航空会社）に対抗できず客を奪われたと見られています（「神戸新聞」2012年7月10日付）。

因に、スカイマークの2012年4～7月の搭乗率は以下の通りです。（ ）は昨年同期。

4月	5月	6月	7月
64.5% (66.0)	59.5% (70.1)	55.8% (67.5)	59.3% (73.2)

海上アクセスは、無料駐車場サービス・補助金投入で期間利益をあげた構図になっていますが、本業の海運業収益は全収益の約半分で、赤字体質であることには変わりありません。因みに、収益の残りは「その他事業益」と表示されていますが内容不明です。「外郭団体あり方検討委員会」によれば、同社の事業の公益性の内容として「国内旅客・訪日旅客の確保」以外に「危機管理対応サービスの提供」とありますが、これも内容不明です。

### (3) 医療産業都市の現状と問題点

医療産業都市は、企業の医薬品開発、医療機器・技術の開発に神戸市や国を挙げて援助するために特区を設定し、規制緩和を徹底して推し進め、開発への障害をなくすようにしています。それらを通じて神戸市の財政を安定化させることを目的としました。

医療産業都市の牽引役として「先端医療センター病院」が位置づけられています。同病院の役割の一つは「実験段階の医療を臨床に持ち込む」ことです。この病院で何かトラブルが起これば、「先端医療センター病院」横に2011年7月4日移転、外来診察を開始した中央市民病院が対応する仕組みです。

2014年4月に開設が予定されている神戸国際フロンティアメディカルセンター（KIFMEC）がもうひとつの柱です。なお、開院は当初2012年でしたが発表毎に遅れています。

ここは生体肝移植や内視鏡手術に特化した病院です。ここを世界中から富裕層をターゲットとした「医療ツーリズム」「移植ツーリズム」の拠点とすることが企図されています。

これが実施されれば、海外の富裕層は自費診療のため、金に糸目をつけず日本の医療資源を利用し、日本の富裕層もそれに同調するでしょう。一般の人でもできる範囲でいい治療を受けるため一部自費診療を求めざるを得ません。混合診療の全面解禁に繋がります。しかしお金のない人々は自費の部分が支払われず十分な医療を受けられなくなることが予想されます。現在の国保制度は崩壊への道を歩むことになります。

神戸市は兵庫県とともに、医療産業都市をさらに進めるため2011年9月28日、「関西の自治体との国際戦略総合特区申請」で、「高度医療に関する権限委譲」という提案をしました。これは、高度医療を推進する神戸市・兵庫県が設置した第三者機関にその審査・認可の権限を与えるという仕組みで、医療の倫理・安全性からも問題とされています。

### (4) 新長田駅南地区復興再開発の現状と問題点

新長田駅南地区は、震災で焼失した区域も含め20haもの広大な面積に総事業費2,710億円、31棟の再開発ビル、3000戸の住宅、防災公園を中心とした道路等の都市機能の整

備、まさに夢のような安全で安心な理想的な復興再開発事業の都市計画と思われていました。

ところが、18年近く経った現在、まだ建物の立っていないいくつかの街区は特定建築者制度として民間に丸投げして神戸市の手を離れ、それ以外はほぼ完成しています。

再開発事業では、事業によって作られる元の地権者の権利床（管理処分床）以外の余った床を保留床として売却して事業が成り立つことになっています。ところが全床面積の約50%の保留床が売却できなかつたため、売れ残っている保留床を賃貸に出しましたが借り手がなかつたため、次の手として内装負担（工事費の半額・300万円まで）や3年間の家賃半額補助—これらの策は権利床を買った商店主にはありません—を行う優遇策をとりました。それでもなお借り手がない床が目立っています。

ところが、神戸市の資金計画は元のままで、すべての再開発事業を1本にまとめた特別会計で決算処理しており、新長田の再開発事業を特定できる決算資料を公表していません。今、情報公開請求の取り組みが精力的になされていますので、決算が明らかになるのは、時間の問題です。

大正筋に面した1階店舗でも相次いでシャッターが閉まり、地階や2階は南ほど閉まっています。因みに新長田再開発事業の市債残高は今でも約800億円残っています。これは保留床が売れておればゼロになっているものです。

神戸市はこの事業の建物管理と保留床の処分を「新長田まちづくり会社」（事実上の第3セクター）に任せています。この会社は神戸市が出資し設立したものです。ところがその管理をめぐり商店主（区分所有者）に不信を抱かせ、軋轢が生じています。

管理費のうちの防災センターの費用負担が、「住宅1に対して店舗9」になっていることが判明したため、著しく公平性を欠くと2012年1月、商店主らはいままでの過払い金（3億円）の返還を求める裁判を神戸地裁に提起しました。この裁判の原告には全区分所有者90数人のうち52人が参加しています。

また、管理費の使途も不透明でいたるところで問題が噴出しています。これは、区分所有法に定められている建物の「管理者」を管理会社と同一とする神戸市が決めたこの新長田方式（第3者管理方式）がもはや時代遅れで破綻しており、不明朗な管理費と管理業務怠慢で商店主のやる気を喪失させ、活性化を妨げている要因のひとつになっています。

新長田地区のまちの活性化には、今日まで多くの人々があらゆる方法を駆使して取り組んできています。とりわけ「鉄人28号モニュメント」や「三国志館」、「アニタス神戸」はその象徴と言えます。そして、毎週のようにイベントが開かれています。なかなか効果が生まれていません。神戸市や新長田まちづくり会社によって、管理費問題などに見られる不正常的な事態がつくられたことにより、住民が主体となり、挙って取り組める基盤が喪失させられてしまっているからです。

JR新長田駅前のジョイプラザのキーテナントである大丸が2013年1月、閉店します。状況はますます厳しくなっています。

いまこそ神戸市は、商店主の声に耳を傾けどうすれば活性化するのか、また正常化できるのか、何がそれを阻んでいるのかを認識し、救済策を実行しなければなりません。

## （5）「借上公営住宅」からの追い出し問題

阪神・淡路大震災後の復興公営住宅として、民間住宅やUR住宅が借り上げられ、多数の被災者が入居していますが、いま、兵庫県や神戸市は20年の契約期間が終わるという理由で、

転居を迫り、実行に移しています。被災者の声も聞かないままに、立退きを迫るのは、高齢の被災者の健康や安心、そして幸福を脅かす重大な問題です。

仮設住宅解消までの5年間、被災者の孤独死は233人、復興公営住宅入居開始からの12年間の孤独死は717人、合わせて950人を数えています。孤独死が多発する中で、復興住宅でのコミュニティが大切だということは、阪神大震災で明らかになった重要な教訓です。震災から17年も経て、“住まいの安心・幸福”破壊が自治体行政の手によって脅かされる事態が引き起こされています。

## 《兵庫県と神戸市の施策》

兵庫県は、2010年末から1年余り方針が定まらずに、入居者に困惑を与えています。井戸敏三兵庫県知事の2回の買い取り表明（2010年12月28日、11年1月8日）⇒移転促進（11年8月22日）⇒入居者の意向調査結果の発表（11年12月8日）、方針模索など、漂流しているかのようです。

井戸知事が明言した「買い取り検討」方針が7か月後に後退し11年8月22日、早期に移転する場合、支援金に上積みするとの住み替え誘導策を打ち出しました。その結果、56世帯が移転。ところが同年12月8日、入居者の意向調査の結果が明らかになると、12年1月に医療や福祉などの専門家らによる「検討会」を設け、2012年度中に方針をまとめると言い出しています。

神戸市は、兵庫県より一足早く2010年11月から住み替え方針の説明会を開始し（1回目）、11年春と秋、12年春、合計4回の実施しました。この4回で、全戸対象の一巡目の説明会と移転促進を行い、結果、123世帯が移転しました。

2011年5月11日、住み替え策を実行しながら行った入居者の意向調査結果では、回答した世帯の65%が市営住宅への入居を希望していることがわかりました。

兵庫県も神戸市も、阪神・淡路大震災から16～17年も経った時点で、被災者に大きな不安を与えているのです。復興の過程における行政などによる不十分または誤った政策で惹起される災害＝復興災害そのものです。

## 2-2. 市民の暮らし

### (1) 神戸市政と中小企業

近年の神戸市政の産業政策の特徴は、医療産業都市の推進に特化しています。本来、地場産業の育成と発展を計画していくのが地方自治体ですが、神戸市にその観点はほとんどありません。仮に旧来の地場産業への施策を転換せざるを得なくなったのであれば、新しい産業政策への転換を明確にして推進すべきですが、それはありません。

このような無策な神戸市政のもとで中小業者はさらに苦難に陥っているのが現状です。市内の事業所数は1991年の8万5,737から2006年には7万2,788に減少しています。とりわけ従業員1～4人規模の減少が大きく、68.9%から60.1%に減少しています。

以下、いくつかの象徴的な問題点を見ていきます。

### 《小規模工事助成制度の創設を》

今、全国の自治体で小規模工事助成制度が次々に創設されています。兵庫県下でも明石市を

はじめいくつかの自治体で実施されています。市民の住宅などの修理に対し、行政が20万円～30万円程度の助成をして、中小業者に仕事を回していこうという制度ですが、その経済効果は、投下した資金の何倍にもなって市民に還元されていることが明らかになっています。こうした制度の創設を再三にわたって求められていますが、一顧だにする気配がありません。「要求があれば各部局に各自働きかけてくれ」という姿勢に終始しています。他の自治体で有効なことが検証されている制度を検討すらしようとしない姿勢は、傲慢以外の何ものでもありません。

この最悪の不況のなかで、融資制度のありようはまさに人体における血液の役割を果たす重要なものです。この間、神戸市の融資制度は、一つの矛盾を抱えています。それは国の保証制度の矛盾が根底にあるのは事実ですが、それを突破してでも前に進めたいという姿勢が見受けられません。そのため従来1,250万円まで受けられた制度融資が500万円までしか受けることができなくなっているのです。業者には大きな融資の制約です。兵庫県保証協会などに強く働きかけて1日も早く打開すべきです。

### 《納税者を維持・増加する施策を》

神戸市は財政困難を理由に、あたり前のように市税や国民健康保険料、固定資産税などの督促と差し押さえを強めています。生活を維持していくことすら大変な業者の言い分に対し、まったく冷たい対応をとり続けています。業者にとっては市税等での差し押さえは、一切の融資の打ち切り、期限の利益の喪失を意味します。しかし、そのことを認識できていない役人がいとも簡単に差し押さえをするのです。そうすると、あとは廃業が待っているだけです。

廃業する業者、つまり失業者をつくり、結局生活保護受給者をつくるのと、営業を持続しながら、少額でも納税者を維持・増加していくのかの答えは明瞭です。役人のなかには、公然と「廃業したら」という者もいるほどです。神戸空港はじめ、失政による赤字を作り出している神戸市に、営業の有無を云々される謂われはないというのが業者の思いです。しかも結果として誰が失政の責任をとったのでしょうか？失政のつけを業者に転嫁させるなど許されないことです。

### 《地域循環型経済への移行こそ》

地域循環型経済への移行が問題になっている昨今、相も変わらず大企業の誘致にあたふたとしている神戸市の姿勢は滑稽です。いったい医療産業都市でいくらの雇用が生まれ経済の乗数効果があったのか、市税の増加があったのかの検証が求められます。1人あたりの市民所得でも、可処分所得でも他の大都市と比較してかなり低い状態で推移している状況であるだけにいよいよこのことが求められています。

## (2) 市民の暮らしはどのように変化したのか

東日本大震災以前からの不景気が、震災でより深刻化しています。政府が打とうとする手立ては、相変わらず強いところを強くすることに主眼が置かれています。神戸市においても、医療産業都市を成功体験としたいようですが、市民の生活、神戸市の財政を好転させるものとはなっていません。

業者団体である民主商工会（民商）では兵庫県下の会員対象に、定期的に景気動向調査を行っています（リーブレポート）。それによると会員の対前期比（2008年10月～09年3月）

売上高の減少が78・3%、経常利益の悪化が69・7%となっています。また、前年同期比（2008年4月～9月）では売上げの減少が47・8%、経常利益の減少が60・9%となっています。

その原因が、勤労者の購買力の大幅な低下に起因しているのは明らかです。こうした現状の中で景気回復が望めるかといえ、きわめて厳しいと言わざるを得ません。勤労者の懐具合で業績が大きく左右される中小業者は、勤労者の手取りが増えることに望みを託さざるを得ません。それはとりわけ勤労者の賃上げや権利保障を求めるたたかいに連帯することが必要だということになります。

### (3) 中小企業・業者の暮らしを守るために

民主党は「控除から手当へ」をスローガンに有権者の支持を集めました。子ども手当の縮小をしながら、逆に年少扶養控除の廃止だけは決めました。さらに今後、配偶者控除の廃止なども検討しているようですが、手当もきちんとしないまま控除だけをなくしていきやり方は、だまし討ちのようなものです。

復興増税問題では「国民が平等に復興に手を差し伸べるべきだ」という雰囲気に乗じて、実は法人税だけは2%の減税をしようとしています。これも中小企業・業者や勤労国民にだけ負担を負わせるものです。

表1にある通り、輸出大企業の消費税還付額の大企業上位10社だけで8,000億円もの還付金を受け取っています。一方、1,000万円たらずの売上げしかない業者でも20万～30万円の消費税を払っているのです。

その結果どのような事態になっているかといえ、表2にあるように大赤字になっている税務署があるのです。

何れも輸出大企業を抱える税務署です。トヨタ自動車の城下町である豊田税務署などは1,616億円の赤字なのです。税金を徴収する税務署が赤字なのです。

見方を変えれば、消費税が大企業の事実上の補助金になっているのです。こうした実態は、マスコミでは報じられていません。

財政赤字だからということを利用して消費税引き上げを煽っていますが、こうした実態を多くの市民に正確に伝えていくことが求められています。

表1  
2009年分、消費税還付金上位10社（各社の有価証券報告書により筆者推算）

（単位億円）

順位	企業名	年間還付税額 (国税4%、地方消費税1% の合計、5%分)	年間売上高	左のうち輸出売上高 ( )内は輸出売上割合 (%)
1	トヨタ自動車(株)	▲ 2,106	8兆5,978	5兆0,746 (59.3%)
2	ソニー(株)	▲ 1,060	2兆9,360	2兆0,813 (70.9) ※3
3	日産自動車(株)	▲ 758	2兆8,991	1兆7,654 (60.9)
4	キャノン(株) ※1	▲ 722	2兆0,255	1兆7,492 (86.0)
5	(株) 東芝	▲ 721	3兆3,828	1兆8,571 (54.9) ※3
6	本田技研工業(株)	▲ 656	2兆7,177	1兆5,649 (57.6)
7	パナソニック(株) ※2	▲ 648	3兆9,266	1兆5,858 (40.3)
8	マツダ(株)	▲ 592	1兆6,515	1兆2,842 (77.7)
9	三菱自動車(株)	▲ 412	1兆1,488	8,743 (76.1)
10	新日本製鉄(株)	▲ 339	2兆1,521	6,822 (31.7) ※3
	合計	▲ 8,014		

※1 キャノン(株)の事業年度にかぎり平成21年1月1日～21年12月31日、他の会社はすべて平成21年4月1日～22年3月31日事業年度による。

※2 パナソニック(株)の貸借対照表関係注記に未収消費税等が51億3千万円あると書いてある。この数字は1か月分の還付金額と思われるので、これを12倍すればおよそ615億円となり、筆者の推算したパナソニックの年間還付金648億円と大差がないことがわかる。

※3 ソニー(株)、(株)東芝、新日本製鉄(株)の輸出売上割合は各社単独の輸出売上割合の開示がないため、連結財務諸表に記載のある割合を用いた。

表2

還付金が多く消費税収入が赤字の税務署一覧（平成19年分各国税局の資料から筆者作成）

順位	税務署名	赤字金額	備考、赤字になった主な理由など
1	愛知県・豊田税務署	▲1,616億円	トヨタ自動車の本社や関連会社があるため
2	神奈川県・神奈川税務署	▲468	日産自動車の本社などがあるため
3	広島県・海田税務署	▲341	マツダの本社があるため
4	東京都・麻布税務署	▲268	本田技研工業の本社などがあるため
5	大阪府・門真税務署	▲203	パナソニックの本社などがあるため
6	福岡県・直方税務署	▲181	東芝LSIパッケージソリューション※、トヨタ自動車九州などがあるため
7	大阪府・阿倍野税務署	▲133	シャープの本社などがあるため
8	愛媛県・今治税務署	▲127	ハリソン東芝ライティングや造船企業があるため
9	東京都・蒲田税務署	▲119	キャノンの本社などがあるため
10	静岡県・磐田税務署	▲68	ヤマハ発動機など輸出企業が多いため
11	静岡県・浜松東税務署	▲43	スズキの本社などがあるため
12	千葉県・茂原税務署	▲12	土地開発団地に輸出型企業が多いため
13	京都府・右京税務署	▲8	三菱自動車部品輸出、ロームなど精密機器産業が多いため

※直方税務署管内にあった東芝LSIパッケージソリューションは2010年に閉鎖。

中小業者と勤労者がともに手を取り合って、こうした社会の仕組みを転換させていくことが、中小業者の生き残っていく道と言えます。

市内では、兵庫区の平野市場が閉鎖されたように生活に身近な小売店の撤退は依然として続いています。三宮周辺の料飲店で客単価の減少が止まりません。こうした中で止むなく廃業する業者が後を絶ちません。

ある民商の会員数は、2009年には1,400人だったのがわずか数年の間に10%も減少しています。こうした中小業者数の減少傾向は、神戸市だけのことではなく、全国的にも共通しています。

神戸市において地域に根を張る中小企業・業者の数は圧倒的に多数を占めており、この層が着実に成長し生活がよくならなければ、市民全体の生活はよくなりません。神戸の安定成長と発展をめざす戦略を再検討しなければなりません。

神戸市は、神戸経済の要は業者であると位置付け、業者が仕事を創り出し維持するための支援策の抜本的強化を図るべきです。

#### (4) 放射能と市民生活

3月11日の福島第一原発事故によって、私たちは未曾有の放射能被害に直面しています。神戸市民は、外部被曝はともかく、食料の摂取を通じた内部被曝については、物流の全国性を考えれば当事者と言えます。政府が設定している1kgあたり500ベクレルという暫定基準は、欧米に比べて格段に高く、安全との保障はありません。とくに子どもに大きな影響を持つ学校給食については、万全の検査体制をとる必要があります。

神戸市もゲルマニウム半導体検出器を購入し2011年12月より運用を開始しましたが、調理済み給食を1週間分まとめて検査するため、子どもたちの食後に結果が判明する体制です。横須賀市などで実施されているような提供食すべての検査体制をとることが必要です。

また、被災地のガレキ広域処理については多くの市民の反対や議会の奮闘により兵庫県内での焼却処分の可能性はなくなりつつあります。

### 2-3. 市民の健康・福祉、まちづくり

#### (1) 神戸市立医療センター中央市民病院の移転

2011年7月4日移転、外来診察を開始した中央市民病院は、遠くなり、病床が減り、個室が増え室料負担が増えるだけが問題ではありません。

2009年4月、すでに地方独立行政法人に移行しています。これにより、公益性より収益性が重視され、議会のチェックは後退し、情報公開・住民監査が保証されず、住民自治が大きく後退、職員も公務員ではなくなり利益確保のためには、治療に必要な人員の削減も可能となります。

一方、中央市民病院の建設にはPFI方式で行ったため、質の低い管理がなされる危険性があります。また、2011年7月20日、緊急手術を受けた患者に対し、麻酔科医が酸素ボンベと二酸化炭素ボンベを間違え人工呼吸器に接続、一時心停止となった医療ミスによる事故がありました。

#### (2) 兵庫県立こども病院のポートアイランドへの移転計画

兵庫県は6月、「兵庫県地域医療再生計画(案)」の中で、現在須磨区高倉台にある「兵庫県立

こども病院」を、医療産業都市(市民病院隣接地)に移転することを明らかにしました。

兵庫県医師会役員からは、「元々現地建て替えで殆ど決まっていたのにポーアイに移転を急に決めたのはなぜか」「医療産業都市はバイオハザードの危険性がある。そこにこども病院をもっていくのは大問題」「兵庫県医師会は宮城県石巻市に応援に入った。同市では、津波で病院が浸かった。現在、須磨の高台にある病院をなぜ津波で浸かるかも知れないポートアイランドⅡ期に移転するのか。発想がおかしい」「阪神・淡路大震災で液状化などで孤立した場所になぜ移転するのか」という声が出されています。

神戸市医師会等は「読売新聞」(2012年4月8日付、朝刊)に移転見直しを求める意見広告を掲出しました。

こども病院は、小児の難病はもとより、周産期医療、小児救急の核として地域医療に貢献しており、現在地をポートアイランド2期に移転すれば、市民病院の移転以上に救急が不便となります。市民の生命を守る医師会の声を聞かずなぜ、ポートアイランド2期に移転するのか、兵庫県の意図がどこにあるのかを追及しなければなりません。

### (3) 中央市民病院跡地利用

地方独立行政法人神戸市民病院機構は、2010年11月中央市民病院跡地・建物の事業予定者を募集しました。3グループが応募し、社会福祉法人成晃会((財)神戸マリナーズ厚生会)が事業予定者に決定されました。

審査方法として、採点70点以上のみの審査通過者(1社のみ)の購入申し出価格(31億12万1,294円)を開札し、候補者を選定しました。そのため落選した2社の申し出価格は明らかにされませんでした。出来レースといわれる所以です。なお選定理由からは、どのような美辞麗句を入れるかで決まったことが考えられます(「神戸市立医療センター中央市民病院跡地活用に関するプロポーザルにかかる事業予定者の決定」より)。

神戸市は、中央市民病院移転の理由に、老朽化を挙げましたが、今回は耐震性には問題がないとしています。今回移転した理由として、工事中による非効率、騒音・粉塵などの迷惑、エレベーターの運転一部中止、駐車場使用の一部制限など「24時間365日市民の生命と健康を守る」使命を果たし続けるため移転が必要としています。

### (4) 国民健康保険制度の改変に見合った救済策を

高過ぎる国民健康保険料が家計に与える負担が年々大きくなっています。それは、保険料滞納世帯が約2割にもものぼることからも明らかです。その原因は、失業者の増加、国庫補助の減少といった構造的なものが大きいですが、神戸市独自の事情もあります。

一般会計からの繰り入れが政令指定都市の中で低い(2007年度の法定外繰入金が一人名あたり7,306円で17都市中11位)ことや減免制度が不十分(所得激減減免の対象が、ほとんどの政令市で3割減が対象の中で5割減が対象)であることなどが挙げられます。

一方で、現行の保険料計算方式が、各種控除後所得方式という弱者に配慮した方式になっていますが、国の圧力により他都市と同じ方式に変更されようとしています。現行の方式を守り、減免制度の充実などを通じて一般会計からの繰り入れを増やすことが重要です。

2013年から国民健康保険の保険料の仕組みが「旧但し書き制度」(旧但し書き方式というのは、保険料を決める際、所得から基礎控除のみしか引かない方式。現在は扶養控除や保険料などを控除している)に移行します。そうすると保険料が現在の数倍になることが明らかに



なっています。生きることすら厳しくなっている業者にとっては死活問題です。制度移行の中止、一般会計からの大幅な繰り入れ、減免制度の拡充などが緊急に必要です。

因みに『神戸市市統計書』によれば、神戸市民の勤労者世帯の実収入と実支出は、18政令指定都市のなかで実支出は最低、実収入は下から4番目。エンゲル係数は24%超で、これは京都について2番目の高さです。

#### (5) 兵庫県が開発した明舞団地の地域再生計画にも責任を果たせ

兵庫県は2003年度に明舞団地再生計画をつくり、オールドニュータウンと呼ばれる明舞団地(197.2ha)の県営住宅の建て替えやセンター地区のPFI方式による再開発などハード事業をすすめています。地元住民との接点として「明舞まちづくり委員会」を設けていますが、少子高齢化に伴う地域再生を謳いながら、コミュニティ形成を阻んでいる問題を放置するなど兵庫県の再生計画には多くの問題点があります。神戸市は、基礎自治体として住民の立場にたって明舞団地の真の再生のためにもっと積極的に関わらねばなりません。

例えば、問題の多い明舞団地北部の神陵台地区(1~9丁目・約7,000人)は、神戸市が所管する小学校区が神陵台小学校及び神陵台地区外の西脇小学校と長坂小学校(西区)に分断されています。神戸市が主導する「ふれあいまちづくり協議会」(ふれまち)は小学校区単位に分かれています。

兵庫県が神陵台の住民組織の代表として「明舞まちづくり委員会」の構成員としている「神陵台ふれまち」は、神陵台小学校区の代表でしかありません。2丁目の一部(1番)と5、8、9丁目も排除されています。しかもコミュニティ活動の拠点となる集会所等の公的施設も「神陵台福祉センター」ただ1つで、しかも名称に反して神陵台地区外の南多聞台1丁目にあり、そのうえ神陵台小学校区以外の自治会は原則として使えないという大変不便かつ差別的な状況になっています。このように、神陵台地区のコミュニティ形成を困難にしているのに、神戸市はこの問題を長年放置しています。

また、神陵台地区には神戸の市街地で唯一のオシドリ飛来地として残る「寒風池」がありますが、近年周辺開発(特に、神戸市がURに売却した旧舞子ゴルフ場跡地)の影響で水質をはじめ環境悪化が進行しています。市内にはこれらに似た事例は枚挙にいとまなく、せめて、環境アセスメントや条例に基づき環境保全やコミュニティ形成等に責任を果たすべきです。

### 2-4. 外郭団体の破綻の表面化と疑問視される処理方法

#### (1) 海上アクセス(神戸空港関連)

「みなと総局外郭団体の改革に関する中間報告書」によれば、過去は悪かったが2006年再開以来はよくなりつつある、となっています。過去の負の遺産(累損166億円)を処理すればよいという超楽観的な見方をしています。今まで黒字に見せるための無理をした努力が実って、現在の結果(2011年度予想△4,500万円)であることを忘れていません。

また、「関西空港と神戸空港を最短時間で結ぶ時間優位を持った独特のものであり、他の追随を許さない」と言います。これはポートアイランドに住む住民にのみメリットがあるということの別の言い回しに過ぎません。何らの公益性もありません。

公共性の問題では、「赤字のため民間で(この事業を)引き受けてくれない、だからやらざるを得ない」と、言います。結局、「関西空港及びその関連諸団体も、再開を強く希望したので、・・・再開した」「だから赤字でもやらなくてはいけない」というのが本音だと言えます。存在意義はそ

もそもなかったのです。

継続は、損がますます増える以外にありません。神戸空港とともに関西財界からも見捨てられた事業であり、破産するのが唯一の道です。しかし2012年2月16日、同社は民事再生手続きを申し立て、神戸市に142億円の損失をもたらしながら延命する方法をとりました。もともと必然性がない事業ゆえ新たな損失が予想されます。

## (2) 舞子ビラ

舞子ビラは、経営能力のない神戸市がホテル業を行い、銀行団(融資・信託)を儲けさせ、神戸市も上前をはねていたという代物です(2010年度累計：神戸市利益合計17億9,000万円、信託団6億1,300万円、ホテル△24億6,500万円)。

さらに、業績悪化後の2001年度、融資銀行が融資打ち切った時がやめるべきチャンスであったのに、顕在化を恐れたのか、2003年神戸市が尻拭いをして銀行に損をさせない損失補償契約を銀行と締結しました。当時、神戸市会においていかなる議論がなされたかの検証をしなければなりません。

信託制度は解消し、舞子ビラを賃貸か、売却することになりましたが、神戸市の銀行団への損失補償が101億円と過大な額となりました。

当時の責任者を明確にしてどう責任を負わせるかが必要です(参考：「舞子ビラ事業あり方検討委員会」)。

## (3) 神戸市住宅供給公社

これまで、住宅供給公社は、市民生活に一定の役割を果たしてきました。「都市計画総局外郭団体のあり方に関する中間まとめ」では、なぜ、2010年度で債務超過が約22億円となったのかが明らかにされていません。「借上特優待事業が年間4億円以上の赤字で経営を圧迫している」とし、「震災後に建設した賃貸住宅等の多額の建設費用」も悪化の原因としています。

過去に、市会議決までに先に土地購入の部隊として神戸市当局が便利屋として使った経緯もあり、本来は暦年ごとに洗い直す必要があります。その内容に応じ、仕分けをし、不正も明らかにした上で方針を決めるべきです。しかしながら神戸市は、損失発生に至った中身を検証せず、銀行への損失補償として約240億円、その他をあわせ約300億円の市民負担を発生させる予定です。

## (4) 外郭団体への派遣補助金訴訟(神戸市の債権放棄)の現状

2011年9月17日、大阪高等裁判所は神戸市の外郭団体への人件費支出をめぐる住民訴訟(4次訴訟・東條健司氏ら)で、神戸市が債権放棄したことに対し、「議決権の濫用で無効」とし神戸地方裁判所に差し戻しました。

1次、2次訴訟の一審判決が、矢田立郎神戸市長らに約48億円を市に対して支払うように命じたところ、神戸市会が返還請求権を放棄する条例を可決しました。その後、同種の裁判で債権放棄の効力が争われています。

2012年4月20日の最高裁判所判決において住民側は敗訴しましたが、千葉勝美裁判長裁判官は、「一般に権利放棄の議決がされる場合、議会の裁量権の逸脱・濫用の有無についての司法判断の枠組みの全体像を示したものであり、議会としては、基本的にはその裁量権であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみに処理することなく、その逸脱・濫用

とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである」との補足意見を述べています。

まだ終結していない裁判もあるため、今後も注視する必要があります。

## 2-5. 神戸市議会

神戸市会では「神戸市会活性化に向けた改革検討会」が設置され、①議決対象の拡大、②調査対象のあり方と100条委員会、③議会の再議決の扱い、④本会議の質疑のあり方（一問一答、反問権、議員間討議）等7項目にわたり検討されてきました。

2011年10月13日の第6回改革検討会では「市民参加の積極的な促進」をテーマに、①議会報告会、②請願、陳情、傍聴のあり方、③住民意見の反映について議論され、また10月27日には第7回改革検討会が開かれ、①議員政策提案条例の制定、②政務調査活動のあり方などが議論されました。これまでは専ら、議員間での議論でした。

議会改革はまさに全市民的課題です。過去15年間になされた2011件の陳情の内、採択されたのは6.4%に過ぎませんでした。「議会基本条例」を一刻も早く制定することを神戸再生フォーラム第11回総会（2011年10月23日）において求めましたが、その後、これまでにない早い対応がなされました。

### 《神戸市会—議会基本条例の成立》

2011年7月以来、13回の「神戸市会活性化に向けた改革検討会」の審議を経て、会派を超えた議員間の自由討議の形をとり、6月の議会において全会派一致で議会基本条例が成立しました。

内容は、前文総則と、1. 議員の役割、活動原則、2. 議会と市長の関係、3. 議会運営の原則、4. 市民と議会の関係、5. 議会機能の強化、6. 議会改革の推進、7. 政治倫理等、全般にわたり、時代の趨勢となった「議会基本条例」が成立したことはひとまず評価しなければなりません。

しかし手続的には成立の過程において市民の意見を聞く公聴会が開かれず、内容面においても不十分な点が残っています。何よりも現下の議会制民主主義の危機状況に対する厳しい認識と、ここに至った議会としての責任と反省が欠如しているためと言えます。

また、「市民」に向き合う姿勢の弱さが露呈し、パブリックコメントに対する市民の反応の弱さ（11人）からも理解されます。因みに、「市民と議会との関係」のうち重要な役割を果たすべき会議公開について、議会が「原則公開」とされながら、議会運営委員会が市民に非公開とされたことは、不合理かつ非民主的で「改革」を有名無実なものにしています。

積み残した重要課題が多く残された「議会基本条例」を早期に改善するとともに、「市民」・「議会」・「行政」3者間の緊張関係を取り戻すことが求められます。

### Ⅲ. 2013年神戸市長選挙に向けての基本姿勢

#### －「神戸は変わる。」「神戸を変える。」の一点で協働を－

2013年秋の第18回神戸市長選挙において、矢田立郎氏が4選をめざす可能性は少ないと言われていました。しかし矢田立郎市政は神戸の一部の人たちの利益を代弁しているわけで、間違いなくその後継者は出てきます。その時、神戸市政を変えようとしている市民の側が分裂していれば勝ち目はありません。「神戸は変わる。」「神戸を変える。」の一点で纏まることを追求していくことが基本です。

また、神戸市長の候補者選考の基準（案）は、以下の通りとします。

- ①市民目線を持っていること。
  - ②これまでの64年にわたる助役市長を変える強固な意思の持ち主であること。
  - ③経済的基盤の如何を問いません。
  - ④候補者の「思想・信条の自由」「信教の自由」など基本的人権は当然保障されなければならないこと。
  - ⑤候補者が、応援者・支持者を差別することなく、応援者・支持者の最大限の能力を發揮させる場を与える資質をもっていること。
- などです。

神戸再生フォーラムは、個人・団体とのつながりを大事にし、さらに多くの賛同者を募っていく活動をすすめていきます。なお、排除の論理はとりませんが、分裂策動に対しては毅然たる態度でもって立ち向かいます。

## Ⅱ．政策課題

### Ⅱ－１．行財政

#### 1. 「第5次神戸市基本計画」を含む「神戸市総合基本計画」（マスタープラン）の抜本見直し問題

(1) 現行の「神戸市総合基本計画」（目標年次2025年）の基調—都市間競争から脱却し、開発事業型から市民サービス型を基本とした総合基本計画—文化共生都市を基本とした計画—を制定します。プロセス（過渡期）として、今までの歪みの除去期間を設定するとともに、2011年2月に策定された「第5次神戸市基本計画」については、市民の要求と希望をもとに抜本的に見直します。

(2) 市民参画・情報共有を根本にした真の「市民参画条例」を制定します。

#### 2. 財政問題

(1) 大型公共事業(神戸空港、六甲アイランド南など)を中止または凍結します。なお、神戸空港の今後については、住民投票で決めます。

(2) 財政問題を解決するために徹底した無駄を省くとともに、市民福祉の立場に立つとともに「破産管財人」の視点で、当面の断行策を提起するとともに、財政立て直しの中・長期策を策定します。

当面の断行策の第一歩として、一般会計の全歳出並びに特別会計の全歳出入の中身を具体的に洗い直します。例えば、2012年度（平成24年度）予算では「福祉に充実」として2,322億円計上されていますが、既存の延長ではなく、それがほんとうに市民福祉になっているのかどうか、また、より有効な税金の使い方になっているのかどうかの視点で断行策をまとめます。

(3) 市税賦課徴収の権限を市長から区長に委任します。また、生存権剥奪の強権的な税徴収を止めるとともに、税減免制度を拡充します。

住民税の「能力に応じた公平な負担」の原則に基づく累進制度への移行、償却資産税の低所得者への減免制度の確立、店舗・工場を含む小規模な土地・建物の固定資産税・都市計画税の引き下げ、軽減措置など、中小業者、住民がいつまでも住み続けられるよう、税制度を見直します。

(4) 出資比率にかかわらず外郭団体の全面的検討に着手します。収支決算は、『有価証券報告書』並みに公開します。

#### 3. 市役所改革問題

(1) 市役所、地方公営企業、外郭団体を徹底的に洗い直し、事業中止も視野に入れます。議会の目の届きにくい外郭団体のうち、神戸市がイニシアティブをもつ団体は、すべて情報を公開します。

- (2) 市民にとって市役所は何のためにあるのか、誰のためにあるのかという市役所の存在意義を市民と協議し、明確にします。
- (3) NPO・NGO・自治組織を下請化しないで、真の協働をすすめます。
- (4) 市役所改革の視点と方向は、次の通りです。
- ① 日本国憲法の遵守義務、「全体の奉仕者」として市職員の意識改革に取り組みます。すべての職員は、「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的に能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを誓います」と、採用時に市民に対し宣誓した原点に立ち返るようにします。
  - ② 許認可、裁定、運用、予算執行など市民から付託された権限を公平、公正、効率的に、しかも市民にわかりやすく、懇切丁寧に行使するように努めます。また、悪しき既得権益や市民感覚と乖離した計画・運営・見直しを根絶します。
  - ③ ①②を職員評価の第1基準とします。
  - ④ 人事管理を民主化し、公明正大な労使関係の確立に努めます。利権を排除し、正当な職員の権利を守ります。
  - ⑤ 臨時職員の労働条件を改善します。
  - ⑥ 市民の知る権利を保障し、情報の公開と説明責任を果たします。
  - ⑦ 財政運営の効率性を抜本的に強め、神戸空港や新長田駅南地区再開発事業（企業会計）をはじめ、無駄あるいは見通しのない公共事業などを見直し、事業費とともに担当部署を廃止・統合・縮小し、無駄な定数を削減します。
  - ⑧ 人権に関わる行政サービスは、本来、市が遂行すべきものであるが故、商品化して市場原理に任せることはしません。特に、低額所得者、被災者、高齢者・障害者・子どもに対する福祉は、市の最優先課題と位置づけ中小企業支援とともに予算の優先順位を死守します。
  - ⑨ 2008年7月、「市債権管理対策推進本部」（本部長：矢田立郎市長）を設置し、ここに「特別滞納整理員」（120人）を配置（元警察官を含む）して、災害援護資金、住民税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、給食費、保育料などの「滞納」「未収金」解消を図っていますが、市民への強圧的態度や個人の通帳からの引き去りなど人権侵害が後を絶ちません。このような事態は直ちに是正するとともに、「滞納」「未収金」解消の方法については、再検討します。

⑩ 放漫な財政運営と無責任体制の一扫をめざし、外郭団体を含め、不良資産化の実態と神戸市と外郭団体幹部の責任の所在を明らかにするとともに、必要な措置を講じます。一方で二度と手に入れることができない神戸市の優良資産処分を止め、市民のための活用を図ります。

⑪ 市民の権利利益を擁護するオンブズパーソン制度を実施し、市政に対する信頼を高めます。

⑫ 公益通報者保護制度に基づく職員・従業員の意見・批判の吸い上げを積極的に行い、また、通報者の不利益な取り扱いを禁止します。

⑬ 区民センターや会館などの公的施設の利用については、利用者本位に改めます。

## II-2. 経済・環境（交通、産業、まちづくり等）

### 4. 神戸空港問題—不要・不急の大型公共事業並びに開発主義神戸の象徴として—

(1) 神戸空港は2006年2月に開港しましたが、これは1998年に30万人以上の市民が「建設の是非を問う住民投票」を求めたにも拘わらず、その意志を無視して強行されたものです。この施策に対して当時から現在まで市民が抱えている疑問や不安は解消されているどころか強まるばかりです。空港の今後については、住民投票で決めます。その際、需要予測・財政・環境・安全・技術・法制などすべての分野の情報を公開します。

### 5. 神戸港問題

(1) 神戸港、大阪港、尼崎西宮芦屋港の3港が、「阪神港」として2007年12月に統合されました。すでに2005年には、国土交通省のプロジェクト「スーパー中枢港湾」—物流機能を集中的に向上させ、国際競争力を高める目的—に、阪神港（神戸港、大阪港）が指定されています。このような状況を踏まえ、「神戸港」のあり方を検討します。

(2) 「新港西地区の文化・芸術ゾーン化」を検討します。

新港第1突堤～第3突堤（面積約23ha）を埋め立てたり、利潤追求優先の商業開発に走るのではなく、貴重な産業遺産である突堤護岸やその周りの空間を保全し、市民がウォーターフロントの魅力を享受できるよう、魅力的な商業施設の導入も含め「文化・芸術ゾーン化」を図ります。また、周辺の歴史的建築物や構築物の保存、活用を図ります。

### 6. 交通問題

(1) 市民生活、環境、財政など総合的な視点に立って、大阪湾岸道路（西伸部）に関する見解をまとめます。

(2) 阪急三宮地下化→市営地下鉄相互乗り入れ問題について注視し、総合的に検討します。

(3) 神戸市の第三セクター「神戸高速鉄道」の株式の阪急・阪神ホールディングスへの譲渡に伴う阪急、阪神、山陽、神戸電鉄の一体的運営を踏まえ、市営地下鉄、バス、神戸

電鉄、北神急行電鉄の料金補助のあり方を再検討します。

- (4) 循環型社会をめざす「エコタウン」への一環として、市バスの電気エンジン化や低床の路面電車（LRT）復活などを検討します。

## 7. 産業・雇用問題

- (1) 地場産業の位置づけを重視し、伝統ある産業の新時代への再生を支援します。
- (2) 下請・孫請企業の再生・独立支援と、それに伴う既存大手企業の市外移転に対して残留の優遇策を検討します。
- (3) 工場誘致・遊休地処分には、莫大な誘致費用を負担するのではなく、恵まれた利便性・後背環境の優秀性を生かします。
- (4) 神戸市発注の「公契約に関する基本条例」を制定します。
- (5) 「労働者派遣法」の改廃を国に求めます。

## 8. 中小企業・エネルギー問題

- (1) 「優れた技術力の利用と発展をめざす」「大企業依存体質の改善」「世界的課題に挑戦する」視点に立って、神戸経済の再生に向け、地元中小業者・中小企業の活性化を図るため、次の施策を行います。

① 神戸市を循環型社会をめざす「エコタウン」として再整備する政策や市民運動を基盤として、環境産業に関わる次のような中小企業の育成をめざします。国の不十分な省エネルギー政策に対し、市民に身近な地方自治体の立場から、望ましい省エネルギー政策のあり方を探り、産業化に結びつけます。

i. 環境に優しいエネルギー開発などの分野で競争力のある企業の育成をめざします。

太陽光発電や風力発電など自然エネルギー活用の発電や水素電池の開発の支援を検討します。環境を悪化させる神鋼神戸発電所（灘区）の停止を検討するとともに化石燃料系の発動機の使用機会を減じるような、電動発動機などを利用する自動車などの開発支援を検討します。

またドイツなどの先進例に学び、市民主体の地域発電システム整備の方向性を探り、国に法改正を働きかけます。

ii. 省エネルギーや生産性の向上を図り、地場建設産業の受注拡大を図ります。

エネルギーの消費をできるだけ抑える、市民にとって利用しやすい省エネ技術の開発を促進し事業化をすすめます。

例えば、「パッシブクーリング住宅」（自然を生かした涼しい住まい）や省エネビルの技術開発や、生産性を高めることによりコストを削減したり、神戸らしいまちづくり・街並み景観づくりに適した文化性のある住宅デザインの開発に取り組むことが考えられます。これらにより、地場建設産業が多くの受注を得られるような方策を探ります。

② 「中小企業活性化構想」を策定します。



i. 「中小企業経営相談センター」(仮称)を設置します。

中小企業および小規模事業者のニーズを的確にとらえ、知識や情報の提供だけでなく必要な業務の遂行を支援する経営相談センターを設置します。

その内容として、第1に、拡大、転進だけでなく、撤退、売却、後継者問題を含む経営支援。第2に、IT化できていない中小企業へのIT化支援するため、中小企業問題に関する情報バンクの機能を持ったものとします。

ii. 公共事業を地域・生活密着型に転換して、地域経済を支える中小企業・中小業者の仕事を増やすとともに、「地域活性化事業への助成制度」創設を検討します。

市営住宅などの修繕は、市が責任を持って中小企業・中小業者に発注するようにします。また、住宅リフォーム制度や「小規模工事契約希望者登録制度」を創設し、中小企業・中小業者の仕事確保に努めます。

iii. 地域経済を振興し、住み続けられるまちにしていくためにも、中小業者や住民とともに歩む金融機関を育成していきます。また、「神戸市中小企業融資制度」に則り、金融機関への指導を強めるとともに、制度融資の拡充・改善に努めます。

iv. 過剰債務からの復活を支援します。

返済期限の延長等の問題先送りではなく、過剰債務でありながら約定通り返済を進める企業に対して、債務の一部軽減を含む行政と金融機関一体となった企業復活のための支援策を検討します。具体的には、中小～中堅企業に対しては、中小企業向け債務の証券化を、小規模事業者に対しては、別建保証枠の創設をします。

サラ金・ヤミ金に頼らざるを得ない中小企業金融政策を脱却するため、地域金融機関を支援します。まず、小口金融から開始します。

また、違法な金融業者に対する指導を強めるとともに、窓口で把握した多重債務者を確実に専門機関に結びつける体制を確立します。

③ 雇用弱者のための職業能力開発と就業機会を提供します。

i. 子育て終了後の再就職主婦、中高年求職者、就業未体験者の若年層を対象に職業能力の開発、就業のためのNPO法人の設立(中小企業対象の支援業務に従事)を推進します。

ii. 子育て中の働く市民を支援するため、保育施設の充実等働ける環境整備、遊休施設の再利用、老人ホームとの併設、退職保育士の再雇用などを行います。

iii. 高齢退職者の雇用を支援するため、雇用機会の情報提供、技能の継承、中小企業向け支援業務を行います。

(2) 地域の個店や小規模事業者を地域経済振興に位置づける「中小企業地域経済振興条例」を制定し、まちづくりと一体的に地域経済再生に努めます。

(3) 「イカナゴの釘煮」などの具体的事例を推奨し、市場(いちば)の再生―地産・地消―に

取り組みます。

(4) 事業用ごみの収集で、中小業者への過大な負担をなくします。

#### 9. 農業・漁業問題と環境保全

(1) 農漁業(加工を含む)政策を、①神戸市民に対し高品位の食を確保すること、②食の安全・安心を確保すること、③農漁業従事者の生活確保と後継者育成支援を推進することなどの視点で充実させます。

(2) 神戸市は、北区や西区などの農業生産地を有し、瀬戸内海と隣接しているという好立地を背景にして、エコPRと環境保全に配慮できる地産・地消を有機的に推進します。そのため、産地～市場～飲食店・消費者の有機的結合・情報交換システムを構築します。

(3) 健康保持への一翼を担うとともに農業従事者の後継者育成にもつながる有機農業を積極的に推進します。

(4) 漁業従事者の後継者育成にもつながる瀬戸内海などの近海魚を中心とした魚介類を食することの重要性と安全性を積極的にPRし、推進します。

(5) 食の安全・安心を確保するため、神戸港での輸入食品の水際チェック体制を充実させるよう国(農林水産省、厚生労働省、財務省)に強く求めています。

(6) 持続可能な農的暮らしを構築できるよう支援します。また、国土の環境保全機能を重視し、食料の自給率向上をめざします。

(7) 農業希望者が、専業や兼業によらず多様な形での新規参入できる機会を増やし、農業体験や研修、既存農家との連携など、農村地域の取り組みを支援します。

(8) 高齢化などにより耕作放棄された農地を安心して貸し借りができる仕組みとしての「利用権設定等促進事業」を活性化させます。

(9) 年々拡がりを見せ、多様化も進んでいる市民農園への固定資産税の減免などの支援を強化します。

### **II-3. 暮らし(医療と健康、教育、福祉)**

#### 10. 市民の生命と健康を守る医療の課題

(1) 公立病院の拡充をはじめ、民間医療機関も含めた医療スタッフの増員を含めて拡充します。

(2) 医療産業都市を企業の利潤追求型から、国民・市民のための研究都市に転換します。国の補助金めあての場当たりのやり方を止めます。

- (3) 健康診断や予防医学の研究推進支援などを積極的に推進し、早期発見・早期治療に結び付けます。予防研究の中には、有機農法による旬の農産物の役割を含めます（医食同源の実行）。
- (4) 福祉医療制度を拡充します。
- ① 患者負担はゼロをめざして軽減します。
  - ② 乳幼児医療は外来も含めて、義務教育修了まで助成対象とします。
  - ③ 受給資格者への交付漏れ防止策を講じます。次の段階として、申請主義から自動交付システムに移行することを検討します。
  - ④ 所得制限を緩和します。
- (5) 国民健康保険の財政と運営改善に努力します。
- ① 市民の家計を圧迫しないような保険料にします。併せて、一般会計から市費繰り入れ増も検討します。
  - ② 「特別な事情」がないことを確認できない限り、資格証明書・短期被保険者証の発行は止めます。一人の無保険者も出ないように徹底します。
  - ③ 医療費の窓口負担の減免制度の拡充を行います。具体的には、手続きの簡素化、期間終了期限の見直し等を行います。
  - ④ 保険料の減免制度を拡充します。
  - ⑤ 「傷病手当」や「出産手当」を創設し、療養と生活基盤確保の両立をめざします。
  - ⑥ 2013年から移行する「旧但し書き制度」により激変する対象者には、減免制度の拡充などで救済します。
- (6) 小児ぜんそくに対する公費負担を復活します。
- (7) 保健所を各区に再配置し、区単位の公衆衛生・予防活動を前進させるため、区民の健康に責任を持てるスタッフを配置します。
- (8) アスベストの健康被害救済に万全を期します。工場跡地の再開発にあたっては、有害な物質による汚染の危険性のある場合、徹底的に調査をします。費用負担を含む当該企業の責任を条例に明記します。
- (9) 75歳以上の高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」の廃止を国に求めます。

## 11. 教育問題

- (1) 小・中学校の「30人学級」に着手します。
- (2) 入所児童数の増加に伴う学童保育所（小学校1年生～3年生）の過密化に対し、施設を増やすとともに指導員の増員を検討します。
- (3) 中学校給食の実施を検討します。
- (4) 小・中・高校の統廃合計画を見直します。
- (5) 公立高校の開門率を上げ、子どもたちの進路を保障します。
- (6) 公立高校の選抜制度を抜本的に見直します。
- (7) 私学助成と奨学金制度を改善します。
- (8) 子ども、教職員、学校の評価・ランク付と無用な競争を煽るだけの「学力テスト」の結果公表を止めるとともに、今後の同テストを中止します。なお、今後、学力の実態調査を実施する場合には、莫大な費用のかかる全数調査（悉皆調査）は不要であり、調査の必要性の有無について教育関係者間でよく相談するようにします。
- (9) 「子どもの権利条約」を具体化した「子どもの権利条例」制定を検討します。

## 12. 福祉問題

- (1) 貧困問題の深刻化に対して、必要な福祉施策を拡充します。
  - ① 生活保護申請抑制を止め、窓口の相談体制を強化します。
- (2) 21世紀の重要課題である少子・高齢化問題の一翼を担う保育政策を改善します。
  - ① 公立保育所の廃止・民営化を中止し、公的責任を果たします。
  - ② 待機児童を早期に解消するため、保育所を新設するとともに定数を増やします。
  - ③ 安心して子どもを産み育てるため、保育料を値下げします。
  - ④ 公立・私立ともに同水準の保育をすすめるため、民間給与改善費を増額し、公私間格差を是正します。
  - ⑤ 子育て支援策を抜本的に充実させるため、保育予算を増額します。
- (3) 入所児童数の増加に伴う学童保育所（小学校1年生～3年生）の過密化に対し、施設を増やすとともに指導員の増員を検討します（再掲）。

(4) 障害者福祉を充実させます。

- ① 障害者の地域での生活を困難にしている「障害者自立支援法」について、国に廃止や抜本的な見直しを求めます。
- ② 障害当事者が政策決定に参加し、生活の自己決定を行えるよう政策を立案します。
- ③ 障害者が家族から自立したり、施設を出ることを可能にするために、住宅保障や相談の体制をつくります。
- ④ 介護についての利用者負担の廃止を国に要望し、神戸市独自の救済策を検討します。
- ⑤ 必要な人に必要な介護を行えるよう、介護制度の柔軟な運用を行います。特に、施設入所者をガイドヘルパーの対象に加えることや入院中の障害者へのヘルパー派遣制度の拡充を検討します。ヘルパーが足りないという状況を改善するために介護労働者の労働条件の改善を国に要望し、神戸市独自の改善策を検討します。
- ⑥ グループホーム・ケアホーム生活者のヘルパー利用を国に要望し、神戸市独自の救済策を検討します。
- ⑦ 小規模作業所への補助制度を拡充します。特に、利用時間の少ない精神障害者の特性に配慮した制度に改善することを国に要望し、神戸市独自の救済策を検討します。

(5) 高齢者福祉を充実させます。

- ① 高齢者自身が高齢者のための施策の決定にかかわることを保障します。
- ② 高齢者の社会参加を積極的に進めるため、「敬老優待乗車制度」(敬老パス)の無料化を復活させます。
- ③ 介護保険2009年度改定については、介護認定の軽度化をもたらすなど問題が多く、厚生労働省も不備を認めています。原案作成にかかわった自治体首長として、その見直しを国に求めます。
- ④ 必要に応じて安心して介護を受けられるように、限度額を超えた介護サービス利用について神戸市独自の支援策を作ります。
- ⑤ 介護従事者不足解消のため、研修支援・資格取得支援・就労支援などの支援を行います。
- ⑥ 地域包括支援センターの体制を拡充し、地域支援が可能な体制にします。そのために区福祉部は住民対応を丸投げせず、積極的な支援を行います。

- ⑦ ショートステイや特別養護老人ホームの利用者の待機を解消するために、市有地の有効活用や事業者への参入支援を行います。
- ⑧ 介護保険料・利用料を引き下げ、減免制度を拡充します。また、必要とする人が必要な時に安心して受けられる介護保険制度に改善します。

### 13. 住宅問題

- (1) 「安心して住まう」「大切に住まう」「共に住まう」をキャッチフレーズにしている住宅政策を、現実展開している事例と比較し、検証します。
- (2) 「神戸市住生活基本計画」(2011年3月策定)については、市民生活を守る視点に立って見直します。
- (3) 2008年6月、全国に先駆けて市営住宅の家賃減免制度を改悪し、2009年4月から施行しました。大幅な家賃負担を強いる内容については改め、入居者の「居住の権利」を守ります。
- (4) 「借上公営住宅」からの追い出しは直ちに中止し、被災者が安心して暮らせるように、法律制度や契約に基づき居住の継続を図ります。

### 14. 阪神・淡路大震災からの復興と防災の問題

- (1) 従来のような都市計画局的視点を放棄し、市民的立場での被災地支援活動を市の活動に位置づけ昇格させます。また、被災者支援を継続しているボランティア団体に対しては、助成をします。さらに、復興担当部局を明確にし、被災者支援を継続します。
- (2) 「大震災被災者の最後の一人まで救済」することを基本に、未復興の課題に取り組みます。
  - ① 復興公営住宅入居者の暮らしと健康・医療対策を抜本的に見直します。なお、「借上公営住宅」からの追い出しは直ちに中止し、被災者が安心して暮らせるように、法律制度や契約に基づき居住の継続を図ります(再掲)。
  - ② 失業・病気などにより止むを得ず家賃を滞納した入居者に対しては、減免家賃を本来家賃に引き上げることはしません。
  - ③ 「災害援護資金」の償還については、生活保護基準の世帯は免除します。
  - ④ 「災害援護資金」の未償還問題については、「返済免除措置」を含め国に強く求めます。
- (3) 「新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業」を見直します。
  - ① 1995年3月17日の都市計画決定の誤りを認め、徹底的に検証します。その上で、現時点で未着工部分、商業床をはじめ空き床部分の活用を含め、住民参加未着工

部分は、希望する元の地権者の買い戻し権を保障します。

- ② 都市計画法が保障している住民からの「意見書」の審査を、現行の都市計画総局内部の「意見書処理委員会」のような市民や外部の意見が入らない組織ではなく、条例化して公正な第三者機関に委ねます。
- ③ 市が買収した未利用地は、災害対策基本法の趣旨に則り「地域防災計画」に規定するコミュニティ防災拠点として活用します。
- ④ 工区ごとの現時点の収支状況など事業会計を公表し、資金計画を明らかにします。
- ⑤ 商業床入居者の経営不安を解消するために管理費・共益費などの負担軽減に努めます。また、固定資産税の減免を検討します。
- ⑥ 2013年、近隣に立地予定の大型店舗については、商業床が過大になることが懸念されるので、再検討します。

(4) 災害対策を強化します。

- ① 「地域防災計画」を全面的に見直すとともに、財政的に裏付けられた実施計画を策定し、地震、水害、津波など自然災害への万全の備えを講じます。
- ② 民間住宅の耐震診断及び耐震補強工事に対する助成制度を抜本的に強化します。
- ③ 公立学校など公共施設の耐震化を急ぎます。
- ④ 2008年7月の都賀川集中豪雨禍事故を教訓に、都市河川の安全対策に万全を期します。

## II-4. 平和、文化、まちづくり

### 15. 平和・人権問題

- (1) 非核「神戸方式」（1975年3月・神戸市会決議）は、米国艦船の寄港を34年間許さず、神戸を戦争非協力のまちとして全国・全世界に印象づけました。日米政府が、その見直しを迫っていますが、あくまで堅持します。
- (2) 「国民保護計画」に基づく訓練は、どこの国が日本を攻撃してくるのか、誰が大規模テロを起こすのかが曖昧であり、国民の保護には役立たず、市民の従軍・協力意識を高めるものであり、反対します。また、「無防備地域宣言」など戦争非協力の自治体づくりを検討します。
- (3) 「平和市長会議」（広島市提唱）への参加を契機に、全面核軍縮に向けた自治体外交や市民への啓発をより積極的に行います。

- (4) 国際的な災害救助活動に協力し、災害時に助け合う国際協力を促進することで、世界平和に貢献します。

## 16. 文化問題

- (1) 神戸市の特色ある文化遺産―大輪田の泊、近代産業遺産・街並み・景観―を生かした施策を策定します。

- (2) 「新港西地区の文化・芸術ゾーン化」を検討します（再掲）。

- ① 新港第1突堤～第3突堤（面積約23ha）を埋め立てたり、利潤追求優先の商業開発に走るのではなく、貴重な産業遺産である突堤護岸やその周りの空間を保全し、市民がウォーターフロントの魅力を享受できるよう、魅力的な商業施設の導入も含め「文化・芸術ゾーン化」を図ります。また、周辺の歴史的建築物や構築物の保存、活用を図ります。

市役所の周辺地区・居留地・新港などのウォーターフロントを一体的に再整備し、観光的に特段に魅力的で市民の精神的な誇りともなる、神戸らしい魅力的な都市空間の作り直しを行います。

- ② 現代芸術を神戸の文化的まちづくりの基本に据えます。市民や観光客にとって特段に魅力的な文化都市神戸の整備を行います。世界中から優れた現代芸術家を募り支援します。

- ③ 芸術家を支援するため、低家賃アトリエ・低家賃住居や発信支援・事業補助などを実施します。

- (3) 「国際フルーツコンクール」や「神戸ビエンナーレ」などのイベントに関しては、事業のあり方やその内容を再検討します。

- (4) 既存の文化施設を市民のための施設につくりかえます。

- ① 全面的な情報公開を実施し、施設のランニングコストを明らかにします。

- ② 指定管理者制度は、民主的な運営をすすめるため審査委員会の構成と委員の選出を改善します。

- ③ 指定管理者制度は、全面的な情報公開のもとで実施します。

- (5) 世界的にも希な古代から現代に至る国際港湾都市としての神戸を、世界遺産都市にすることをめざします。

## 17. 市民主体のまちづくり・コミュニティ形成

- (1) 「デザイン都市構想」を抜本的に見直します。

旧居留地近辺の観光に矮小化したウォーターフロント開発などを克服し、「生活デザイ



ン」を神戸の産業の中心に据え、美しいまちを舞台として、「暮らしー仕事ーひと」の連鎖によって「元気な神戸」を創造する、市民による市民のための「デザイン都市構想」を対置します。そのため、市民発意による景観地区指定ができる景観法を活用します。

コンセプトは、以下の通りです。

- 自然環境（太陽・雨・海・山・緑・空間）と人間性の再生をめざします。
- 住環境（どこからでも山&or海が見える・自然を感じる）、職住環境、教育環境、職環境と成果物、交通（生活道路と産業道路）、自然と防（減）災、これらを持続可能にさせる仕組みを考えます。
- 景観を悪化させる超高層ビルの建設を規制します。

(2) 持続可能な美しく多面的価値のあるまちづくりをすすめます。

- ① 美しく愛着がもて多面的価値の高い住宅・住宅地づくりをします。
- ② 神戸らしい品格ある都市景観づくりをすすめます。
- ③ 風情ある下町のリニューアルをすすめます。

(3) 神戸市民の豊かな都市生活を支えるまちづくりをすすめます。

- ① 中心市街地の商業空間の整備と活性化を図ります。
- ② 都市内の公園などの自然・文化空間の整備を図ります。
- ③ 新規転入者、外国人、障害者があたり前に住める安全・安心のまちにします。

(4) 多文化共生の地域コミュニティを実現し、国際理解を促進します。

- ① 定住外国人に配慮した多彩なセミナー、母（国）語・日本語教室を支援します。
- ② 就業・雇用を促進します。
- ③ 「FMわいわい」のような、当事者を主役にした地域メディアを根づかせます。
- ④ 市場などの空き店舗を使った大々的な多文化フード・バザールを設置します。
- ⑤ 多文化のまちかどアート・ライブを支援します。
- ⑥ 定住外国人の参政権ー模擬投票、住民投票条例などで突破口をつくります。

(5) 使用目的の終了した公共施設の跡地を含む活用については、市民の意見をよく聴いた上で方策を検討します。

## 18. 観光問題

- (1) 「山と海」に恵まれた自然環境と歴史的遺産の保護を基礎においた観光政策を立案します。
- (2) 神戸エキゾチックのイメージ（日本の特色を持った洋風）で、国内外からの集客を図ります。

## 19. 市民参画問題

- (1) 常設型住民投票条例を制定します。
- (2) 情報公開を徹底し、市民と情報共有します。
- (3) 市民が参加して区のあり方を検討します。
  - ① 区・自治会に裁量権（事業の優先順位）を付与します。
  - ② 自治会の会計を住民に公開し、説明義務を果たすようにします。
    - i. 自治会などに対する補助金の中身を全面的に洗い直します。
    - ii. 自治会への住民参加を支援するため、場所・資料の提供などを積極的に行います。但し、干渉はしません。
    - iii. 地域のNPO・NGOの参加を呼びかけます。
- (4) 意思決定・政策形成過程に、市民の参加を保障します。
  - ① コミュニティにおける住民参加の権利と義務を明確にします。
- (5) 退職者ボランティアを地域サービスに活用します。

以上

*Kobe*  
*Renaissance*  
*Forum*